

令和7年度 各研修コース・セミナー予定

<全般に関する注意事項>

- ・ 令和7年4月1日～5月31日、12月4週目～令和8年1月2週目、令和8年3月3週目以降は研修・セミナー実施スケジュールを組まないこと（研修準備および事後処理の作業期間に充てることは可能）。
- ・ 最終的な実施スケジュール・実施方法については特許庁と協議の上決定すること。
- ・ 対象国および対象者については途上国・新興国等から別途要望があり、特許庁が認めた場合には、本研修に参加させることが出来るものとする。
- ・ 以下の概要の内、未記載の箇所（「-」と記載されている箇所）について企画提案を要する。記載してあるコース内容や対象国等についても、積極的な企画提案が望まれる。
- ・ コース内容や対象国等の企画提案においては、（4）研修方針の提言を参照すること。
- ・ 企画提案にあたり、実施規模については以下に記載した規模を最小値とし下回ることはないよう留意すること。

（1）研修の企画及び研修の準備・実施

<研修スケジュール作成時の注意事項>

- ・ 原則ハイブリッド又は招へい形式で実施すること。
※ ハイブリッド形式とは、同一研修コースにおいて、招へいで行う講義とオンラインで行う講義を組み合わせたコースを指す。動画配信を中心としたオンライン講義に加え、インタラクティブ性の高い内容を中心に招へいで行う講義を提供する。
- ・ フォローアップセッション有り と記載のあるコースは、JPO/IPR 研修の招へい期間終了後に、研修の習熟度を確認するためのフォローアップセッション（オンライン形式に限る）を設けること。
- ・ 各コースおよび各講義の特性に合わせてより効果の高い実施方法を検討すること。
- ・ 各コースの「講義時間」は、1コマ3時間×（招へいの場合）2コマ＝6時間程度、（オンラインの場合）1コマ＝3時間程度を1日の目安とする。
オンラインで実施する講義に関しては、研修生の業務状況・課題作成・視聴等のための時間を考慮し、これらの要素に配慮して研修実施期間を提案すること。
招へいで実施する講義に関しては、実施期間と講義時間に大きな乖離が生じないようにスケジュールを提案すること。
研修生の体力的負担を考慮し、スケジュールにあたっては各コース招へい期間中にできるだけ週末が含まれるよう調整すること。
- ・ 感染症の蔓延、天災など不測の事象による影響により招へいが困難となった場合に、完全オンラインで実施できる体制を整えること。招へいか否かの判断は特許庁が決定し、その指示に従うこと。

※ 対象国のうち UAE およびサウジアラビアについて、招へいの際には旅費・滞在費等は発生しないものとする。

JPO/IPR 研修 (R7.6～R8.3)

(a) 特許審査 (基礎) コース (仮)

目 的 :

特許権に関する関係法令、審査基準、審査実務に関する専門知識、事例研究等について講義を通して理解を深め、途上国審査官の迅速的確な審査のための専門能力を高める。

対 象 者 :

知的財産庁職員のうち、方式・実体審査の経験が限られている特許審査官であって、実体審査の基礎を学びたい者。

実施方法 : 招へい形式

実施時期 : 6月下旬～7月上旬

実施期間 : -

講義時間 : 1日あたり 1コマ3時間×2コマで6日程度

言 語 : 英語

人 数 : 20名程度

対 象 国 : -

(一例)

バングラデシュ(1)、ブラジル(1)、ブルネイ(1)、カンボジア(1)、エクアドル(1)、ラオス(1)、パキスタン(1)、ペルー(1)、フィリピン(1)、サウジアラビア(2)、南アフリカ(1)、タンザニア(1)、UAE(1)、ウルグアイ(1)、ウガンダ(1)、パラグアイ(1)、ARIPO(1)、OAPI(1)、エスワティニ(1)、ガーナ(1)、GCC(1)

(b) 特定技術特許審査コース (仮)

目 的 :

特定の技術分野に関する講義を提供することにより、審査実務についての理解を深め、審査官に必要な専門能力を高める。

※対象の技術分野については、追って特許庁から指示する。(2分野予定)

対 象 者 :

実体審査経験3年以上の特許審査官であって、JPO指定の特定の技術分野を担当している者。

実施方法 : 招へい形式

実施時期 : -

実施期間 : -

講義時間 : 1日あたり 1コマ3時間×2コマで6日程度

言 語 : 英語

人 数 : 20名程度

対象国：-

(一例)

インドネシア (1)、マレーシア (1)、タイ (1)、ベトナム (1)、アルゼンチン (1)、ボリビア (1)、ブラジル(2)、チリ(1)、コロンビア (1)、キューバ (1)、ドミニカ共和国 (1)、エクアドル(1)、グアテマラ(1)、ペルー(1)、メキシコ(1)、ニカラグア (1)、エルサルバドル(1)、ジャマイカ(1)、パラグアイ(1)、ARIPO (1)、アンゴラ (1)、サウジアラビア (1)

(c) 中東・アフリカ向け特許審査コース (仮)

目的：

中東・アフリカ地域の審査官を対象に、特許審査に関するケーススタディ、サーチ演習の機会を提供することにより、審査実務についての理解を深め、審査官に必要な専門能力を高める。

対象者：中東・アフリカ諸国

実体審査経験3年以上が望ましい。

実施方法：招へい形式

実施時期：9月2週～3週目

実施期間：-

講義時間：1日あたり1コマ3時間×2コマで6日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

アンゴラ(1)、コンゴ民主共和国(1)、エジプト(2)、エスワティニ(1)、エチオピア(1)、ケニア(1)、モロッコ (1)、サウジアラビア(2)、UAE (2)、南アフリカ(2)、タンザニア (1)、チュニジア(1)、トルコ(1)、ARIPO (1)、OAPI(1)

(d) 特許審査実践研修 (仮)

目的：

- ・ OJTを含む中期的集中研修を提供することにより、特定の技術分野において指導的立場となる審査官を育成する。
 - ・ 日本の審査実務の理解を深め、日本の審査プラクティスの普及を図る。
- ※対象の技術分野については、追って特許庁から指示する。(2分野予定)

対象者：

実体審査経験3年以上の特許審査官であって、JP0指定の特定の技術分野を担当している者。(対象国がISAの場合)PCT案件(国際段階)の担当経験がある、又は今後業務を行うことが期待される者。

実施方法：ハイブリッド形式

実施時期：10月中旬～11月初旬

実施期間：-

講義時間：(オンライン)1日あたり1コマ3時間×1コマで13日程度

(招へい)1日あたり1コマ3時間×2コマで8日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

アルジェリア(1)、バングラデシュ(1)、ブラジル(1)、エジプト(2)、インド(2)、インドネシア(1)、ケニア(1)、マレーシア(1)、ペルー(1)、メキシコ(1)、フィリピン(2)、サウジアラビア(2)、タイ(2)、トルコ(1)、ベトナム(2)、OAPI(1)、ARIPO(1)

(e) 管理者向け特許審査マネジメントコース (仮)

目的：

特許審査の迅速化、品質管理、審査官の育成、審査処理の管理の在り方等の審査関連業務全般について理解を深め、特許審査マネジメントを実践するために必要な専門能力を高める

対象者：

特許審査の迅速化、品質管理の責任者、審査官の育成担当官、審査基準策定・改訂の権限を有する者等特許審査マネジメントに携わる管理職。

実施方法：招へい形式

実施時期：7月上旬～7月中旬

実施期間：-

講義時間：1日あたり1コマ3時間×2コマで5日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

バングラデシュ(1)、ブラジル(1)、ブルネイ(1)、カンボジア(1)、コロンビア(1)、ケニア(1)、ラオス(1)、マレーシア(2)、フィリピン(2)、タイ(2)、トルコ(1)、インド(1)、インドネシア(1)、OAPI(1)、ルワンダ(1)、タンザニア(1)、チュニジア(1)、ベトナム(2)

(f) 意匠総合コース (仮)

目的：

ハーグの制度概要、国際意匠登録出願の審査を通じた日本の実体審査実務、ユーザーの意見等を紹介すると共に、日本のハーグ加盟に係る経験を共有する。また、意匠に関する関係法令、審査基準、審査実務に関する専門知識についても共有し、審査官に必要な専門能力を高める。これらを通じ、ハーグ加盟及び実体審査制度の導入や、審査の質の向上を図る。

対象者：

意匠審査官、又はハーグ加盟に向けた準備に携わる者。

実施方法：招へい形式

実施時期：- (※実施時期一覧作成次第、講義担当課に合議)

実施期間：-

講義時間：1日あたり1コマ3時間×2コマで6日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

アルゼンチン(1)、バングラデシュ(2)、ブラジル(1)、チリ(1)、コロンビア(1)、インド(2)、インドネシア(1)、ラオス(1)、カザフスタン(1)、マレーシア(2)、モーリシャス(1)、ペルー(1)、フィリピン(2)、OAPI(1)、南アフリカ(1)、タイ(2)、UAE(1)、ベトナム(1)

(g) 実務者向け模倣品対策コース(仮)

目的：

日本における知財執行強化の取組と現状を学び、自国における知財執行強化のための実務能力を高める。

対象者：

税関職員のうち知財の取締りを担当する者、及び知的財産庁職員のうち模倣品侵害対策業務に携わる者

実施方法：-

実施時期：-

実施期間：-

講義時間：1日あたり1コマ3時間×2コマで6日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

バングラデシュ(1)、ブラジル(1)、チリ(1)、コロンビア(1)、エジプト(1)、インド(1)、インドネシア(1)、カザフスタン(1)、ケニア(1)、マレーシア(1)、メキシコ(1)、ペルー(1)、フィリピン(2)、サウジアラビア(1)、南アフリカ(1)、タイ(1)、トルコ(2)、UAE(1)、ウガンダ(1)、ベトナム(2)

(h) 商標実体審査コース(仮)

目的：

商標に関する関係法令、審査基準、審査実務に関する専門知識について理解を深め、審査官に必要な専門能力を高める。

対象者：

実体審査経験1年以上の商標審査官。

実施方法：-

実施時期：-

実施期間：-

講義時間：1日あたり1コマ3時間×2コマで7日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

アルゼンチン(1)、バングラデシュ(1)、ブルネイ(1)、カーボベルデ(1)、カンボジア(1)、チリ(1)、エジプト(1)、インド(2)、インドネシア(1)、ラオス(1)、マレーシア(1)、メキシコ(1)、ナイジェリア(1)、オマーン(1)、フィリピン(1)、OAPI(1)、サウジアラビア(1)、セネガル(1)、タイ(2)、UAE(1)、ベトナム(1)

(i) 審判コース(仮)

目的：

日本における審判制度の紹介、事例研究等を通じて、審判制度についての理解を深め、審判制度の改善及び審判制度の創設に貢献する人材を育成する。

対象者：

知的財産庁職員のうち、審判業務に携わる者、又は携わる予定の者

実施方法：招へい形式

実施時期：-(※12~3月で開催可能)

実施期間：-

講義時間：1日あたり1コマ3時間×2コマで5日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

ブラジル(2)、ブルネイ(1)、カンボジア(2)、インドネシア(2)、ラオス(1)、マレーシア(2)、メキシコ(1)、フィリピン(2)、南アフリカ(1)、タイ(2)、ベトナム(2)

(j) 情報化コース(仮)

目的：

ITの側面から知的財産庁をマネジメントするために必要な専門能力を高める。講義を通じて、各国知的財産庁が抱える課題を明確にする。

対象者：

原則、知的財産庁職員で、IT業務に3年以上従事する者。また、知的財産庁職員でIT業務に従事し、業務を管理する立場やシステム構築を担う立場にある者。

実施方法：招へい形式

実施時期：10月上旬~10月中旬

実施期間：-

講義時間：1日あたり1コマ3時間×2コマで4日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

バングラデシュ(1)、ブラジル(1)、ブルネイ(1)、カンボジア(2)、チリ(1)、インドネシア(1)、ジャマイカ(1)、ケニア(1)、ラオス(1)、マレーシア(1)、メキシコ(1)、パキスタン(1)、ペルー(1)、フィリピン(1)、タイ(1)、トルコ(1)、ベトナム(1)、ARIPO(1)、UAE(1)

(k) 中小企業支援コース

目 的：

一般向けの普及啓発活動の経験や課題等の共有と意見交換を通じ、政府による効率的かつ効果的な普及啓発施策、手法等の検討に役立てる。

対 象 者：

普及啓発団体において知的財産権の普及啓発の実務に携わる者、又は知的財産庁において知的財産の普及啓発の実務に携わる者

実施方法：招へい形式

実施時期：-

実施期間：-

講義時間：1日あたり1コマ3時間×2コマで5日程度

言 語：英語

人 数：20名程度

対 象 国：-

(一例)

バングラデシュ(1)、ブラジル(1)、ブルネイ(1)、カンボジア(2)、チリ(1)、エチオピア(1)、インド(1)、インドネシア(1)、マレーシア(1)、メキシコ(1)、ナイジェリア(1)、ラオス(1)、リベリア(1)、ペルー(1)、フィリピン(1)、OAPI(1)、タイ(1)、トルコ(1)、ウルグアイ(1)、チュニジア(1)、ベトナム(1)、UAE(1)

(1) IP トレーナーズコース (仮)

目 的：

日本の教育機関における知財教育の事例を紹介し、参加者間での知財教育に関する経験を共有し、また、知財教育のための教材作成(演習)を通じて、知財教育に携わる指導者を育成する。

対 象 者：

知財制度に関し相当の知識を有し、実務経験3年以上、大学、研究機関、その他教育機関等で、学生を対象に知財を指導、教育する者

実施方法：ハイブリッド形式、フォローアップセッション(オンライン)有り

実施時期：-

実施期間：-

講義時間：(オンライン)1日あたり1コマ3時間×1コマで10日程度

(招へい)1日あたり1コマ3時間×2コマで5日程度

(フォローアップセッション)1日あたり1コマ3時間×2コマ

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

バングラデシュ(1)、ブラジル(1)、カンボジア(2)、エジプト(1)、インドネシア(1)、カザフスタン(1)、ラオス(2)、マレーシア(1)、メキシコ(1)、フィリピン(2)、サウジアラビア(1)、タイ(2)、トルコ(1)、チュニジア(1)、ベトナム(1)、UAE(1)

(m) 産学連携・技術移転コース(仮)

目的：

大学、研究機関等における知財管理、産学官連携、民間への技術移転手法等の講義、討論を通じて、効率的かつ効果的な大学、研究機関等における知財管理手法を学ぶ。

対象者：

知財制度に関し相当の知識を有し、実務経験3年以上、①大学・研究機関において産学官連携推進や技術移転等の知財管理・活用に携わる者、②技術開発の担当省庁及び関連団体において、産学官連携推進や技術移転等の知財管理・活用の指導・支援等に携わる者。③企業における知財担当者、又は④知的財産庁において、大学や研究機関における産学連携推進や技術移転等の知財管理・活用に携わる者

実施方法：招へい形式

実施時期：-

実施期間：-

講義時間：1日あたり1コマ3時間×2コマで8日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

ブラジル(1)、チリ(2)、エジプト(1)、ガーナ(1)、インドネシア(1)、カザフスタン(1)、ラオス(1)、マレーシア(1)、メキシコ(1)、モロッコ(1)、ナイジェリア(1)、ウガンダ(1)、ペルー(1)、フィリピン(1)、サウジアラビア(1)、スリランカ(1)、タイ(2)、OAPI(1)、ルワンダ(1)、ベトナム(1)

(n) 特許専門実務者コース(仮)

目的：

特許制度の概要、明細書・図面の作成、オフィスアクションへの対応、補正、特許性の判断、先端技術と特許、特許情報の利用、ライセンス等の実務等の講義・討論を通じて、特に特許実務について理解を深め専門能力を高める。

対象者：

制度に関し相当の知識を有し、実務経験3年以上で、特許の明細書を記載したことがあり、①特許・法律事務所において特許実務に携わる者、又は②企業において知的財産権の特許実務に携わる者

実施方法：ハイブリッド形式

実施時期：-

実施期間：-

講義時間：(オンライン) 1日あたり1コマ3時間×1コマで12日程度
(招へい) 1日あたり1コマ3時間×2コマで6日程度

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

ブラジル(2)、カンボジア(2)、インドネシア(2)、カザフスタン(1)、マレーシア(2)、モロッコ(1)、ペルー(1)、フィリピン(2)、タイ(2)、ベトナム(2)

(o) 商標専門実務者コース (仮)

目的：

商標制度、マドリット協定議定書の概要、商標審査基準、商標情報の利用等の講義・討論を通じて、特に商標実務について理解を深め専門能力を高める。

対象者：

知財制度に関する相当の知識を有し、実務経験3年以上で、①特許・法律事務所において商標実務に携わる者、又は②企業において知的財産権の商標実務に携わる者

実施方法：ハイブリッド形式、フォローアップセッション(オンライン)有り

実施時期：-

実施期間：-

講義時間：(オンライン) 1日あたり1コマ3時間×1コマで6日程度
(招へい) 1日あたり1コマ3時間×2コマで6日程度
(フォローアップセッション) 1日あたり1コマ3時間×2コマ

言語：英語

人数：20名程度

対象国：-

(一例)

ブルネイ(2)、カンボジア(2)、インドネシア(2)、フィジー(1)、カザフスタン(1)、ベトナム(2)、ラオス(2)、マレーシア(2)、メキシコ(1)、ペルー(1)、フィリピン(2)、タイ(2)

(2) 長期研究生の受入及び研究支援

目 的：

途上国・新興国等知的財産庁の幹部又は幹部候補生、もしくは関係政府機関及び大学等で知的財産権分野において指導的立場となる者を、将来その国の知的財産権に携わる第一人者となる人材に育成する。

実施方法：受入

実施期間：4か月程度

言 語：英語

人 数：2名

対 象 国：-

(一例) インドネシア、タイ

対 象 者：先方庁および特許庁からの要請・指示に従うこと。

(3) 海外セミナー（フォローアップセミナー）の企画及び準備・実施

目 的：

本事業における研修の成果の持続及び向上のためのフォローアップ並びに当該国における知的財産権制度の普及啓発を促進する。また、現地で人材育成担当者及び研修修了生と意見交換の場を設け、今後の本事業の改善につなげる。

実施方法：現地開催型

※一部あるいは全部について、オンラインでの実施も可能とする。

調整時に先方（対象国）の要望を汲んで特許庁と協議の上決定すること。

実施時期：＜注意事項＞の記載をふまえ、提案すること。

期 間：1～2日程度/全2回程度

言 語：現地語

人 数：150名程度

対 象 国：-

(一例) ブラジル、タイ

対 象 者：開催国内の研修修了生を主な対象とし、先方庁および特許庁からの要請・指示に従うこと。

(4) 研修方針の提言

1. 途上国審査遅延を解消するための対応方針

(1)	ケーススタディ、サーチ演習等の講義時間を増やすことによりサーチ能力や判断能力が向上する。
(2)-1	日本のITシステムを学ばせることによりシステム面でのサポート能力が向上する。
(2)-2	日本の業務処理プロセスを学ばせることによりシステム面でのサポート能力が向上する。

2. 途上国審査品質向上のための対応方針

(1)	日本の基準・判断手法を学ばせることにより審査・審判の品質が向上する。
(2)	日本の管理手法を学ばせることにより審査品質管理能力が向上する。

3. 模倣品対策のための対応方針

(1)	各国の課題と取組みについて情報共有（意見交換）するとともに、事例に基づく包括的な日本のサポートを紹介することにより、模倣品対策に対する理解が深まる。
(2)	健全なエンフォースメントの実施に関する講義時間を増やすことにより模倣品対策についての一般的な理解が深まる。

4. より効果的な研修手法を構築するための対応方針

(1)	ハイブリッド研修における「オンライン」と「招へい」の連続性を有効活用し、招へい研修でグループディスカッション、OJT、ケーススタディ、模擬裁判（Mock Trial）等を実施することにより実践的な能力が向上する。
(2)	コース全体を見るメンターを設置することにより研修効果が向上する。